

令和7年度 第13回

上島町農業委員会
議事録

令和8年3月13日

開	会	令和8年3月13日	13時30分				
閉	会	令和8年3月13日	13時45分				
開	催	場所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール				
現	地	日	時	① 3/11 12:00	② 3/4 13:00		
	見	回	農	業	①中 哲夫 委員	②青木 俊樹 委員	③山上 耕司 委員
					委員		
		推	進	委員			
		事	務	局	① ~② 田名後高広		
出	席	委	員	小西 佳子 委員	田中 一富 委員	仲平 まゆみ 委員	
				青木 俊樹 委員	岡辺 恒一 委員	山上 耕司 委員	
				砂川 勝利 委員	濱本 等 委員	幸本 郁夫 委員	
				佐藤 美和 委員	村上 穂 委員	平岡 修 委員	
				古本 実 委員	中 哲夫 委員		
欠	席	委	員	古川 泰弘 委員			
職	務	の	た	め	出	席	
し	た	者	の	氏	名		
				黒瀬 智貴	田名後 高広	砂川 雅栄	
議	事	録	署	名	人		
				砂川 勝利 委員	青木 俊樹 委員		
議	事	の	概	要	日程第1	会議録署名委員の指名について	
					第1号議案	農地法第4条許可申請について(魚島)	
					第2号議案	非農地許可申請について(弓削日比)	
					その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より令和7年度第13回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、古川会長が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員7名、推進委員7名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに小西職務代理より招集の挨拶をお願いします。
職務代理挨拶	職務代理	(開会挨拶)
	事務局長	これより、上島町農業委員会会議規則第16条により会長が欠席の場合は委員が互選した者がその職務を代理するとありますので、小西職務代理が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。砂川委員、青木委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第4条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、全体を使用とします。①事業者の資力・信用はあるかは、問題ありません。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、問題ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、農用地区域外農地で役場庁舎などの公益的施設から約300メートル以内の距離にある第3種農地に該当し、原則として許可する農地であると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された中委員の説明を求めます。
	中委員	3月11日に事務局と現地確認に行きました。現況写真のように、あった建屋を片付けて土地にシートを張って資材置き場になるようにしております。よって問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
採決	議長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
第2号議案	議長	全員挙手ということで、許可といたします。
	議長	それでは第2号議案、非農地許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど・周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第2号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された青木委員、山上委員、中委員の説明を求めます。
	青木委員	3月4日に事務局と山上委員、中委員と現地確認に行きました。2か所あるんですが、どちらも竹や雑木が生い茂っておりましてなかなか重機も入りづらいようなことになっていますので、非農地で問題ないと思います。以上です。
山上委員	3月4日に事務局と青木委員、中委員と現地確認に行きました。上の現況写真にもありますように、草木が生い茂っていて畑かなにか分からない状態になっていて、下の現況写真の方は、他の方の土地もたくさん混ざってしまっていてよく分からない状態になっていて、もうこれは手が付けられるような感じではないので非農地で問題ないと思います。以上です。	
中委員	3月4日に事務局と青木委員、山上委員と現地確認に行きました。上の状況写真の方は竹やぶになっていて、人が入れるような状態ではなく山林としてしか見られない。そして下の状況写真の方は雑木林になっていて、人が入れる状態ではないというような状況です。これを畑にしようと思うのであれば重機を入れてやらないといけないようなことになっています。よって申請通り非農地としていいと思います。以上です。	
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可いたします。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして令和7年度第 13 回農業委員会総会を終了
		いたします。
		議事録署名人 古川 泰弘
		議事録署名人 青木 俊樹
		議事録署名人 石川 勝利